

申告相談日程表

あなたの申告相談日程をご確認ください

【相談期間】 2月5日(木)～3月16日(日) ※各地域最終日は午前で終了します。

【受付時間】 午前の部 8:40～11:30 午後の部 13:00～15:45

令和7年分の所得税と令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税の申告相談がはじまります。
令和8年1月1日現在、にかほ市に住所がある方で、令和7年1月1日から12月31日までの収入が対象です。

◆ **注意** 今回から持ち回り方式に変更になります。 いずれの会場でも申告できますが、待機人数が多い場合は受付をお断りする場合があります。なるべく指定された日時・会場にご来場くださるようご協力をお願いします。

会場	2月		午前(8:40～11:30) ※①～⑧は町内会	午後(13:00～15:45)
	日	曜		
仁賀保庁舎(3階大ホール)	5	木	堺、樋ノ口、畑	寺田、東畑、伊勢居地、中野、三日市
	6	金	立居地、百目木、水沢、桂坂、釜ヶ台、下坂	冬師、上坂、院内、石田
	9	月	小国、上小国、田抓	馬場、杉山、横根1～5
	10	火	三森	横根6～9、芹田、さくら
	12	木	ひまわり、鈴1～8	鈴9～16、両前寺1～3
	13	金	両前寺4～6、長磯、坂ノ下、上町、清水	はまなす、ビレッジハウス仁賀保、松田、住吉町、坪貝、田角森、大正町、千代吉町、堺田、畑ヶ田
	16	月	鳥ノ子淵、駅前、旭町、中町、新地、室沢1～3	向山、室沢4～12
	17	火	室沢13～21	室沢22～25、琴浦1～10
	18	水	琴浦11～28	～午前で終了～
金浦庁舎(2階第3会議室)	19	木	①地蔵町区、①岡の谷地1区、①岡の谷地2区、②十二林1区	②十二林2区、④駅前通り区、④新町1区、⑤新町2・3区
	20	金	②夢が丘区、③山王区、④踏切1・2区	②桜が丘区、④花潟区
	24	火	①上町1・2区、②南金浦区、大竹1区	⑦北向区、大竹2・3区
	25	水	前川1区、赤石1区、高森団地	⑤木の浦区、前川2区、赤石2区
	26	木	⑥新丁1・2区、黒川	⑧北金浦1・2区、飛
	27	金	⑥堀切区、⑧浜金浦1・2区、⑧塩焚浜区	～午前で終了～
3月				
象潟構造改善センター(象潟庁舎東側)	2	月	鳥の海1区、桜ヶ丘	鳥の海2区、松ヶ丘
	3	火	鳥屋森、上狐森、28・29・30・31・32区	33・34区、大谷地、向山
	4	水	潟見町1区・2区、浜畑	武道島1区、上荒屋、栄町
	5	木	武道島2区、冠石、上新町	下荒屋、下新町、臨海、荒古屋、下浜山
	6	金	上浜の町、下浜の町、駅前、大塩越、島	横町、妙見町、小浜・唐ヶ崎
	9	月	中橋町、砂山	大町、関、洗釜、観音森
	10	火	立石1区、はまなす	立石2区、大砂川
	11	水	川袋、横岡	大須郷、西中ノ沢
	12	木	小砂川2区、長岡	小砂川1区
	13	金	小滝	本郷、水岡
	16	月	石名坂、舟岡、大森、大飯郷、大境、目貫谷地	～午前で終了～

3月16日午後以降の所得税確定申告は市役所で受付できません。税務署へご相談ください。

①今年の主な改正点

◆基礎控除の見直し

所得税の基礎控除額が改正されました。合計所得金額に応じて58～95万円になります(改正前48万円)。

※合計所得金額が2,350万円以下の方

◆特定親族特別控除の創設

居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(子ども等)が扶養控除の対象から外れる場合でも、子ども等の合計所得が58万円超123万円以下であれば、その所得に応じた控除を受けることができます。

※配偶者及び専従者として支払いを受ける方を除く

②所得税の確定申告が必要な方

- ①事業(営業、農業、漁業等)を営んでいる方
- ②不動産収入(地代、家賃、小作料等)がある方
- ③給与所得者のうち次の方
 - (1)年収が2,000万円を超えている方
 - (2)年末調整をされていない方
 - (3)給与(1か所からで年末調整済)のほかに、20万円を超える所得(給与・退職所得を除く)がある方
 - (4)2か所以上から給与を受けていて、年末調整されなかった給与収入と各種所得(給与・退職所得を除く)との合計が20万円を超えている方
- ④公的年金以外の所得が20万円を超えている方
- ⑤保険満期金等や不動産等売却収入等があった方
※購入時よりも安く売却した場合、その所得には所得税がかからないことがあります。市民税・県民税・森林環境税の申告は必要です。
- ⑥年末調整後に扶養等控除額に変更のあった方
- ⑦医療費控除など各種所得控除を受けたい方
- ⑧住宅ローン控除など各種税額控除を受けたい方

など

③の(3)(4)、④が20万円以下など、確定申告不要制度対象でも、市民税・県民税・森林環境税の申告は必要です。

③所得税の還付申告ができる方

給与・年金等から所得税が源泉徴収されていて、次の控除を適用する場合は還付となる場合があります。

- ①災害や盗難にあった方(雑損控除)
- ②多額の医療費を支払った方(医療費控除)
- ③国や公益法人等へ寄附金があった方(寄附金控除)
- ④住宅ローンの融資を受けて住宅を新築・購入等された方(住宅ローン控除)

上記の他にも所得控除がある方は申告することで還付されることもあります。

④市民税・県民税・森林環境税の申告が必要な方

1月1日現在、市内に住所のある方は**所得が無い方でも申告が必要です**。ただし、次の条件に当てはまる方は申告の必要はありません。

- ①税務署等で所得税の確定申告を済ませている方
- ②1か所からの給与(年末調整済)や、公的年金等(遺族年金、障害者年金等の非課税年金以外)のみの方
※医療費控除など各種控除を受ける場合は、申告が必要です。
- ③市内在住者である親族の税扶養になっている方
※国民健康保険や後期高齢者医療保険加入者等は申告が必要です。(申告されないと軽減判定がされません)
※所得証明書・課税証明書が必要な方や、市等の助成制度等を利用する方は申告が必要です。

⑤いつでも どこでも スマホで申告！

◆マイナポータル連携で情報が自動入力されます

マイナポータルと国税庁の確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除や医療費関係、ふるさと納税などの情報をまとめて入手し、各控除に自動入力されます。証明書の内容の入力が不要となり、保険料の区分も自動判定され、控除額も自動計算されます。データで提出することで、証明書等の書面の管理・保管が不要となります。

※マイナポータル連携のご利用にあたっては、マイナポータルの初期設定が必要となります。また、スマートフォンからマイナンバーカードを利用したe-Tax送信を行う場合は「マイナポータルAP」のインストールが必要になります。詳しくは国税庁ホームページのマイナポータル連携特設ページをご確認ください。

◆スマホカメラで「給与所得の源泉徴収票」を自動入力できます

スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、その記載内容を直接入力しなくても該当項目に自動入力できます。

◆申告会場に出向く必要がなく、申告受付開始から24時間いつでもご利用可能です

◆自動計算なので、計算間違いもありません

【スマホ申告の方法】 ～5つのステップで手続き完結！～

- ①国税庁ホームページへアクセス(インターネットを開いて「確定申告」で検索)
- ②提出方法を選択 ○マイナンバーカード方式…必要なもの「マイナンバーカード」、「ICカード読取対応スマートフォン」
○ID・パスワード方式…必要なもの「税務署発行の専用IDとパスワード」※市役所は発行できません
- ③収入金額、控除、氏名・住所などを入力
- ④送信…e-Taxで送信してください。
- ⑤申告書データを保存

お問合せは本荘税務署へ 電話 0184(22-2335)

⑥申告に必要なもの

すべての方

- ①税務署から届く「確定申告のお知らせ（葉書または封書）」… 前年、確定申告をした方のうち、一部の方に届きます。届かなかった方は不要です。
- ②通帳等の口座番号がわかるもの（所得税の還付等を受ける場合に必要です。申告者本人のものに限ります。）
- ③マイナンバーカードをお持ちの方は「マイナンバーカード」、お持ちでない方は「通知カード等」と「本人確認書類（運転免許証等）」※提示のみで、コピーは不要です。

所得に関するもの（一例）

《事業等収入（営業、農業、漁業、不動産収入等）のある方》

◆収支内訳書（または収入・経費の科目毎に集計した帳簿）

◆内容を確認できる書類

※売上等の収入がわかるものや必要経費となる領収書等

必ず事前に、収入や経費等を整理し、収支を集計してからお越しください。整理・集計されていない場合は、受付できないことがあります。

《給与・年金をもらっている方》

◆源泉徴収票または給与明細書等

《一時所得（満期保険金等）や雑所得（個人年金等）がある方》

◆支払調書等および必要経費の書類

控除に関するもの（一例）

《医療費控除》

◆「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」

※上記の明細書が必ず必要になります。医療費通知を添付する場合は、該当箇所に記載することで明細書の記載を簡略化でき、領収書の保管も不要となります。明細を記入する場合は、領収書の添付は不要ですが、ご自宅等で5年間保管する必要があります。

※医療費通知とは、健康保険組合等の医療保険者が発行する医療費等を通知する書類で、「被保険者等の氏名」「療養を受けた年月」「療養を受けた者」「療養を受けた病院等の名称」「支払った医療費の額」「保険者の名称」が記載されたものをいいます。

※健康診断・人間ドック・予防接種等の「治療」ではないものは控除の対象外です。

必ず事前に「明細書」を作成してからお越しください。作成等されていない場合は、会場内で集計していただくための相談となるため、順番が遅くなる場合があります。

《障害者控除》 ◆「身体障害者等の手帳」または長寿支援課交付の「障害者控除対象者認定書」

《社会保険料控除》 ◆社会保険料（年金保険料、健康保険料 等）の領収書

《生命保険料控除・地震保険料控除》 ◆生命保険料や地震保険料の控除証明書

《寄附金控除》 ◆寄附金・ふるさと納税の受領書

※ふるさと納税ワンストップ特例を選択している方が何らかの申告をする場合、特例は解除されるため、改めて寄附金控除の申告が必要です。

《住宅ローン控除を受ける方（1年目）》

◆住宅ローンの年末残高証明書、登記事項証明書、売買契約書等（写）

※補助金等を受けている場合や増改築・改修等の場合、中古住宅の場合などは、それぞれ必要書類があります。

※2年目以降は会社等の年末調整で控除を申告してください。年末調整で申告されていない方の場合、「住宅ローンの年末残高証明書」と「住宅借入金等特別控除額の計算明細書等」を持参してください。

⑦申告書が完成している方

確定申告書が完成していて提出のみの方は、申告相談会場での受付をせずに、職員に直接手渡してください。その際、本人控えは切り離してお持ちください。（市から税務署へそのまま郵送します。）

ただし、内容の確認等を必要とされる場合は、受付をして順番が来るまでお待ちください。

なお、ご自身で郵送する場合は、本荘税務署（〒015-8622 由利本荘市給人町17）へお願いします。

～確定申告についてご不明な点は、下記までお問い合わせください。～

本荘税務署（自動音声案内） ☎ 22-2335
にかほ市役所税務課 ☎ 43-7505

令和 年分医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

医療費控除(左)とセルフメディケーション税制控除(右)の両方を受けることはできません

※両方ある方は、両方を計算して有利な方を選択してください。
※どちらの控除も、自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために支払ったものに限ります。

令和 年分セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

①医療費通知に関する事項

医療費通知添付時は、右の(1)～(3)を記入。
※健康保険組合等の医療保険者が発行する医療費等を通知する書類で所定の事項が記載されたもの。
※(1)…通知が複数ある場合はすべて合計して記入。
※(2)…医療費通知の記載額と、実際に支払った金額と異なる場合があるので領収書で確認して記入。

(1)医療費通知に記載された医療費の額	(2)(1)のうち年内に実際に支払った額	(3)(2)のうち生命保険等で補てんされる額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

氏名や支払先ごとにまとめて記入してください。
上記①に記載したものは記入しないでください。

②医療費（上記①以外）の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局等の支払先名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)(4)のうち生命保険等で補てんされる額
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	円	円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		

② の 合 計		㉚	㉛
---------	--	---	---

③控除額の計算

①	支払った医療費 (㉗+㉘)	円
②	保険等で補てんされる金額 (㉙+㉛)	
③	差引金額 (①-②) ※赤字の時は0円	
④	所得金額の合計額×0.05 ※赤字の時は0円	
⑤	④と10万円のいずれか少ない方の金額	
⑥	医療費控除額 (③-⑤) ※最高200万円、赤字の時は0円	

申告時に必要な書類

- ◆この「医療費控除の明細書」
- ◆「医療費通知」(原本)
- ※①に記入したものに限りです。
- ◆各種証明書
例) 「おむつ使用証明書」、在宅療養の介護費用の場合は「在宅介護費用証明書」、白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費の場合、医師が白内障等の一定疾病名と治療を要する旨記載した「処方箋」等

①申告する方の健康の保持増進および疾病の予防への取組

(1)取組内容	□健康診査 □予防接種 □定期健康診断 □特定健康診査 □がん検診 □ ()
(2)発行者名	

※取組に要した費用は、控除の対象になりません。
※(2)は、保険者や勤務先、市町村、医療機関名等です。

支払先ごとにまとめて記入することできます。
領収書等に控除対象であることが記載されています。

②特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)(3)のうち生命保険等で補てんされる額
		円	円

合 計		A	B
-----	--	---	---

③控除額の計算

①	支払った医療費 A	円
②	保険等で補てんされる金額 B	
③	差引金額 (A-B) ※赤字の時は0円	
④	医療費控除額 (③-12,000円) ※最高8万8千円、赤字の時は0円	

申告時に必要な書類

- ◆この「セルフメディケーション税制の明細書」

※この用紙に書ききれないなどの場合は別の用紙に集計の上、持参してください。

氏名